

強大な民商・北商連の建設を

北商連&北商連共済会 定期総会が開催



▲総会で選出された新役員の皆さん

2日目は、午前中は分散会
が、「民商まつりで財政をつく
り、市民に民商をアピールし、
市の幹部を呼んで市政とのパイ
プをつないでいる」「振興条例
・住宅リフォーム助成等、中小
業者施策を全自治体で実施する
運動に取り組もう」の発言が出
されました。
午後からの討論でも拡大・
組織建設・消費税増税中止・所
得税法56条廃止の大運動につ
いて発言されました。

拡大を広げ強大な民商・北商連を

挨拶にたった石塚北商連
会長は「北海道で民商の仲
間を大いに増やし、消費税
増税中止の大運動を展開し
よう」と強調。
谷川北商連共済会理事長
も「全商連共済会は創立3
0周年を迎えました。仲間
同士の助け合い共済の発展
・強化を進めよう」と挨拶
しました。



▲北商連・共済会初の合同総会

仲間をふやして消費税増税中止を

北商連第53回定期総会と、北商連共済会第31回定
期総会が5月17日(土)と18日(日)に開かれまし
た。
総会では、一年間の活動を総括し、今後一年間の運動
方針を練り上げました。2日目の分散会で各民商の取り
組みについて活発に討論し、方針案を深めました。
運動方針案・財政報告・予算案を全会一致で採択し、
新役員を選出しました。



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

☆第1支部の支部会案内を裏面に
掲載しています。ぜひご覧ください

収支内訳書は罰則のない「訓示規定」 提出しない事で不利益な扱いは受けません

確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』を提出するようにとの文書が税務署から送られてきたが、どう対応したらいいのか?」との問い合せが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会の衆参大蔵委員会(1984年3月)でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。第161国会・衆院財務金融委員会でも「収支内訳書の未提出をもってあたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいりたい」(国税庁次長)も答弁しています。

収支内訳書については所得税法第120条で法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり提出しないことでの罰則はありません。

国税通則法の改正による手続き等で文書が変わっており、多くの会員からも不安の問い合わせが寄せられています。

各支部会や班会などで、全商連発行の「自主計算パンフレット」等に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合いましょう。(先週号でも掲載しましたが、その後も質問や問い合わせがありましたので、再度紹介します)

「民商会費」「商工新聞代」 納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願いします。宣伝カー募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。

☆ごぼう茶☆
販売してまあ
1袋1,500円

*事務所に置いてあります。
ぜひお買い求め下さい(残りわずか)